

保存活用計画の構成と主な内容（ポイント）

基本項目		主な内容（ポイント）
1. 保存地区の保存及び活用に関する基本計画		
(1)	保存活用計画の目的	保存地区の保存と活用について、将来にわたって目指すべき方向性を示すもの
(2)	保存地区の名称・面積・区域	名称：丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区 面積：13.05ha 区域：集落と三方の山の一部（東山は全部）を含む区域
(3)	保存地区の沿革 （歴史的背景や地域特性）	<江戸初期> 塩飽水軍（海運業）の拠点、人名制（自治）、最盛期 <江戸中期> 海運業の衰退、他国へ出稼ぎ（塩飽大工）、人口流出が始まる <昭和初期以降> ・人口減少・高齢化、空き家の増加（S59:230人 → 現在：27人） ・海岸沿いの道路整備など景観の変貌
(4)	保存地区の現況 （まちづくりの経緯や動向）	<保存地区選定まで> S57 保存協力会の発足、S58 条例制定、S59 審議会の設立、S59 保存計画の策定、S60 保存地区に選定 <保存地区選定以降> ・まち並保存センター・文書館・ふれあいの館を順次整備し一般公開 ・マッチョ通り・東小路の整備、補助制度を活用した家屋の改修
(5)	保存地区・伝統的建造物群の特性	<保存地区の特性> 北：海・港 南：専称寺 東：城山 西：尾上神社

		<p>主要道：マッコ通り・東小路</p> <p><伝統的建造物群の特性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要道路沿い：江戸末期から大正期にかけて建てられた町家形式 ・主要道から離れた場所：長屋門を持つ家屋 ・その他歴史的景観を構成する物件：土塀、石垣、井戸、石積の排水路等
(6)	保存及び活用の方向	保存地区の目指すべき方向性や活用に関する基本的な考え方を示す。
(7)	推進体制	<p><行政間の連携></p> <p>国、県、市文化財・離島・観光部局</p> <p><地元組織その他民間団体等との連携></p> <p>笠島自治会、NPO 保存協力会、専門的知識を有する団体、観光協会その他関連団体</p>
2. 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の特定		
(1)	伝統的建造物	<p>計画書の別添リスト、図面に表示</p> <p>(現状) 伝統的建造物：73 件</p> <p>環境物件：49 件</p> <p>修景を必要とする物件：78 件</p> <p>※計画策定過程での調査において精査し必要な修正を行う。</p>
(2)	環境物件	
(3)	伝統的建造物及び修景を必要とする物件の範囲	
3. 保存地区内における建造物等の保存整備計画		
(1)	保存整備の方向	伝統的建造物等の修理・修景、歴史的風致や生活環境の向上に資する整備に関する基本方針を示す。
(2)	保存整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的建造物の修理（修理基準） ・伝統的建造物以外の建築物等の修景（修景基準） ・歴史的風致や住民の生活環境の向上に

		資する施設の整備（許可基準） ※修理・修景・許可に係る各基準については、現行基準の妥当性や保存計画での表記内容等について検討する。
4. 保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる助成措置等		
(1)	経費の補助	保存活用計画に基づく建造物等の修理、修景、復旧に要する経費に係る助成 ※「丸亀市伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付要綱」に規定
(2)	保存団体等への支援	保存地区の住民等により組織された保存協力会等による歴史的景観の維持・向上や地域活性化のための活動を支援
(3)	技術的援助	歴史的風致を維持・形成するための修理・修景等に係る設計相談等
(4)	固定資産税の優遇措置	保存地区内の家屋・宅地に係る固定資産税の軽減
5. 保存地区の保存及び活用のため必要な管理施設・設備・環境の整備		
(1)	管理施設	笠島まち並保存センター ※保存地区の保存・活用を図るための拠点施設
(2)	防災施設	防火水槽、消火栓、防災倉庫
(3)	環境整備	景観に配慮した道路、排水路、駐車場等の整備
(4)	保存地区の公開活用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・公開施設（笠島まち並保存センター、ふれあいの館、文書館、その他地区内に設ける展示施設や交流施設） ・標識・案内板等

6. 保存地区の保存及び活用のために必要な事業計画		
(1)	情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・公開・展示機能の強化（地区内案内表示、公開施設の充実） ・多様な情報発信機能の活用（マスメディア、SNS、情報紙等） ・集客事業の実施（地域イベント等による定例的な集客） ・インバウンド向けの対策（瀬戸内国際芸術祭との連携、情報媒体の多言語化）
(2)	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材の育成（ヘリテージマネージャーの導入、観光ガイドの育成、社会人・大学生・高校生研修の場の創設、その他外部人材との連携強化） ・学校教育との連携（小中学生の校外学習での活用）
(3)	施設整備と空き家活用	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点施設の機能強化（保存地区のニーズに合わせた市管理施設の改修） ・空き家を活用した移住・交流の推進と観光振興（空き家物件の確保・維持管理・利用者とのマッチング、移住者用家屋や宿泊・飲食・交流施設としての活用）
(4)	離島環境を活かした取組	<ul style="list-style-type: none"> ・離島の自然環境を活かしたネットワーク構築（NPO、ボランティア団体、大学、民間企業等との関係性構築） ・航路事業や離島振興キャンペーン等との連携（航路運賃無料デー、宿泊キャンペーン） ・日本遺産「石の島」や瀬戸内国際芸術祭の枠組みでの広域連携